

令和6年度 第12回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和7年3月6日 午後1時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第38号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第39号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第40号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）
議案第41号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について（諮問）
5. その他
6. 出席委員
農業委員
1 番 境 栄一郎 2 番 長野 和代 3 番 清住 昇
4 番 松本 茂 5 番 伊豆野 誠 6 番 五嶋 靖
7 番 岡本 篤幸 8 番 平井 豪 9 番 草場 竜一郎
10 番 本田 廣正 11 番 中村 幸信 12 番 河嶋 隆雄
13 番 緒方 寛二 14 番 中村 節美
農地利用最適化推進委員
西村 孝生 西村 盛一 田上 安幸 外村 和彦 松永 博文
坂本 導成 松野 文男 上村 敦之
7. 欠席委員
農業委員
農地利用最適化推進委員
井芹 康雄 伊佐 浩二
8. 議事録署名人
8 番 平井 豪

9 番 草場 竜一郎

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑 一徳

事務局職員 美濃田 知也、川端 勵志

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは定刻を過ぎましたので総会を始めたいと思います。まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会が成立することを御報告いたします。

 それでは、ただいまから令和6年度第12回、定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局長 まず、岡本会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。3年前に私たちが一緒に農業委員あるいは最適化推進員になりまして早3年になりまして、本日がまさに最後の定例総会であります。皆さん方には毎月の総会、さらには現地確認、それから夏の暑い時の耕作放棄地なり、あるいは遊休農地の調査あるいは非農地の現地調査など、また諸会議に3年間大変お疲れでございました。皆さんのおかげで3年間当農業委員会、大きな事故もなく滞りなく終了をしております。改めて皆さんに敬意を表するところです。今後集落に帰って辞められる方、農業委員あるいは最適化推進をやめて帰られて集落農業で働くと思いますが、あるいは最適化推進委員として何名の方が残られるわけですが、そのようになられても今後とも甲佐町の農業委員会活動に是非、側面的に皆様のご援助をお願いするところです。お手元の机の上にあります、県の農業委員の会長の福原会長からも農業員会活動に対するお礼と、新聞購読に対するお礼の文書が届いておるかと思います。これは今までに私が見た感じでは県の農業委員会会長がお礼を出すのを初めてじゃないかということで大変ありがたく思っているところです。本日は3条、5条それから基盤強化法の関係が2件用意をしております。議題も非常に多いということで若干時間も長くかかるかもしれませんが、今年度3か年の最後の総会にもなりますので皆さんの忌憚のない意見をいただきながら議事を進めてまいりたいと思います。まずは3年間大変ありがとうございました。お世話になりました。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、8番委員の平井委員と9番委員の草場委員をお願いをいたします。

4. 議 事

事務局長 それでは早速議事に入りたいと思います。

 議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長にお願いします。

- 会 長 それでは議事を進めてまいります。
議案第38号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。
それでは、事務局長から説明をお願いします。
- 事務局長 それでは1ページをお願いいたします。
議案第38号、農地法第3条許可申請書審議について。
農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものでございます。
令和7年3月6日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
以上です。
- 会 長 それでは、
2ページをお願いします。
番号1番・2番は、相手方が同一で、契約の種類も同一なので、一緒に審議したいと思えます。10番委員の本田委員から説明をお願いします。
- 10 番 10番委員の本田です。では、説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。
- 会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
事務局 それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。
こちらに乙女小学校がこちらにありまして、北西側に宇城鉄筋があります。宇城鉄筋から西へ約330メートルのところ、4筆あります。以上になります。失礼いたしました。3筆あります。
- 会 長 続きまして、10番委員の本田委員から農地の所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。
- 10 番 10番委員の本田です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。
お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください。
①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われまます。
②については、該当しません。
③については、該当しません。
④については、本人の従事日数は250日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われまます。
⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。2番委員の長野委員から説明をお願いします。

2 番 2番委員の長野です。

先月の2月26日に会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字田口にある農地3筆です。

申請地には、栗・柿の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、2番委員の長野委員から現地調査の報告。また、10番委員の本田委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員どうぞ。

1 番 すぐ栽培可能なところもあるみたいなんですけれども、放棄地も何枚かあるみたいなんですけれども、すぐ作付が可能な面積と、放棄地みたいな感じな状況の感じは大体どのくらい。詳細はよか。半分半分ぐらい。

会 長 事務局回答を。

事務局 回答を申し上げます。こちらの方ですね、2月26日に現地確認しましたところ、この四角、この2番の745、この鍵括弧のところですね。ここの分が耕作が可能だと、写真で見られました通り可能と思われます。こちらになりますね。後、その他のところ、

ここからこっち側がやはり雑木とかありまして機械とかがないと耕作できないかなど、ここのところですね。このようになっておりますので、こちらの方は整備が必要だと思われま。面積的には半分ぐらいは耕作は可能かと思われま。以上になります。

1 番 整備して作付けするのは大体1反ぐらいという感じですね。

事務局 そうですね。

会 長 境委員よろしいですか。

その他に何かご意見ございませんか。

他にはないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めま。番号1番・2番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号3番について、審議したいと思います。

それでは6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

- 6 番 6番委員の五嶋です。では、説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。
- 会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
事務局 それでは説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーン
でご説明いたします。
こちらが龍野小学校です。龍野小学校がありまして、龍野小学校から北東へ約200メ
ートルのところ今回対象地がございます。以上となります。
- 会 長 続きまして、6番委員の五嶋委員から農地の所有権移転(有償)について、農地法上
問題がないか説明をお願いします。
- 6 番 6番委員の五嶋です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談さ
れ、了承を得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照ら
し、問題ないか説明いたします。
お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください。
①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われ
ます。
②については、該当しません。
③については、該当しません。
④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理する
ことに、何ら問題ないと思われ
ます。
⑤については、該当しません。
⑥については、問題ないと思われ
ます。
以上、説明を終わります。
- 会 長 現地調査を行っております。3番委員の清住委員から説明をお願いします。
3 番 3番委員の清住です。
先月の2月26日に会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。
申請されている農地は、大字上早川にある農地1筆です。
申請地には、野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのない
ことを報告いたします。
- 会 長 ただいま、3番委員の清住委員から現地調査の報告。また、6番委員の五嶋委員か
ら、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところ
です。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
ないですね。
それでは採決を行います。
許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号4番について、審議したいと思います。

それでは13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

13 番 13番委員の緒方です。では、説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーン
でご説明いたします。

こちらが甲佐大橋がありまして、こちらが甲佐となります。こちらが御船からきて
ます国道443号線になります。位置は甲佐大橋から北へ約490メートルの位置にあります。
以上です。

会 長 続きまして、13番委員の緒方委員から農地の耕作賃借権設定(10年)について、農地
法上問題がないか説明をお願いします。

13 番 13番委員の緒方です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談さ
れ、了承を得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照ら
し、問題ないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理する
ことに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。2番委員の長野委員から説明をお願いします。

2 番 2番委員の長野です。

先月の2月26日に会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字早川にある農地3筆です。

申請地には、米・大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのない
ことを報告いたします。

会 長 ただいま、2番委員の長野委員から現地調査の報告。また、13番委員の緒方委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

何かご意見ございませんか。

ないようでございます。それでは採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号4番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号5番について、審議したいと思います。

それでは5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

5 番 5番委員の伊豆野です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。6ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちらの方に甲佐小学校がございます。こちらの方に益城橋、役場からまっすぐ美里の方に通じる益城橋があります。こちらの益城橋から南へ約200メートルのところにあります。以上です。

会 長 続きまして、5番委員の伊豆野委員から農地の所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

5 番 5番委員の伊豆野です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は250日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

- 会 長 現地調査を行っております。3番委員の清住委員から説明をお願いします。
- 3 番 3番委員の清住です。
- 先月の2月26日に会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。
- 申請されている農地は、大字仁田子にある農地1筆です。
- 申請地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。
- 会 長 ただいま、3番委員の清住委員から現地調査の報告。また、5番委員の伊豆野委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。
- これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
- 何かご意見ございませんか。
- 質問もないようでございます。それでは採決を行います。
- 許可することに賛成する方は挙手願います。
- (挙手の確認)
- 全員賛成と認めます。番号5番については、原案どおり許可することに決定いたします。
- 続きまして、番号6番・7番は、相手方が同一で、契約の種類も同一なので、一緒に審議したいと思います。10番委員の本田委員から説明をお願いします。
- 10 番 10番委員の本田です。では、説明します。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 以上です。
- 会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 それでは説明いたします。7ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。
- こちらの方に田口橋がありまして、番号6につきましては、田口橋から南へ約630メートル、番号7につきましては、田口橋から西へ約1,120メートルのところにあります。以上となります。
- 会 長 続きまして、10番委員の本田委員から農地の耕作賃借権設定(3年)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。
- 10 番 10番委員の本田です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。
- お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください。
- ①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。
- ②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。2番委員の長野委員から説明をお願いします。

2 番 2番委員の長野です。

先月の2月26日に会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字田口にある農地3筆です。

申請地には、にらの栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、2番委員の長野委員から現地調査の報告。また、10番委員の本田委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員どうぞ。

1 番 この譲受人の方は住所は今、菊池郡なんですけれども、こちらの方で居をもって栽培をされるのか、もう1点は10アール当たりの単価が若干高いので、これはハウスも含めた価格ですかね。

会 長 事務局をお願いします。

10 番 私がお答えします。これはハウスも含めた金額です。今、ヨボヨボのハウスが綺麗に収納されています。この方が一応聞いているのが、住所が大津町になっていますけれども、奥さんの里が御船町と聞いています。そこから通って旦那さんが定年退職後に、もうすぐ定年なんです、その時一緒にされるということで今綺麗になっております。長野委員今、綺麗になっているよね。

2 番 はい。今はですね。

1 番 この譲受人の方は名前が▲▲となっていますが、これは男性の方ですか。

10 番 まだ旦那さんが勤めておられるけん、今回奥さんの名前で借りられとる。

会 長 よろしいですか境委員。その他に何かございませんか。

1 番 多分、この方はなんべんかこちらの方で上豊内の方で勉強しに来られています。

2 番 しっかり教えとってください。貴重な方ですから。育てて。

会 長 伊豆野委員どうぞ。

5 番 僕、ニラ栽培とかしたことはないですけども、これ(年)と書いてありますので、年あたり10万払われると思うんですけども、10万払って利益はあげられるもんなんです。ちょっと僕は分かんないんですけども。

- 2 番 それは努力次第ですよ。
- 10 番 それは努力次第です。
これは人を雇ったら金にならないですよ。だから家族でやってはじめて何とか利益が出るという品物です。
- 会 長 よろしいですか伊豆野委員。その他に何かございませんか。
その他にはないようでございます。それでは採決を行います。
許可することに賛成する方は挙手願います。
(挙手の確認)
全員賛成と認めます。番号6番・7番については、原案どおり許可することに決定いたします。
続きまして、番号8番について、審議したいと思います。
それでは5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。
- 5 番 5番委員の伊豆野です。では、説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。
- 会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
事務局 それでは説明いたします。8ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。
こちらの方に甲佐高校がありまして、甲佐高校から南西へ約320メートルのところに申請の土地があります。以上です。
- 会 長 続きまして、5番委員の伊豆野委員から農地の所有権移転(無償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。
- 5 番 5番委員の伊豆野です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の交換について相談され、了承を得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。
お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください。
①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われま
②については、該当しません。
③については、該当しません。
④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われま
⑤については、該当しません。
⑥については、問題ないと思われま
以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。3番委員の清住委員から説明をお願いします。

3 番 3番委員の清住です。

先月の2月26日に会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字仁田子にある農地1筆です。

申請地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、3番委員の清住委員から現地調査の報告。また、5番委員の伊豆野委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員どうぞ。

1 番 農地の交換ということで8番と9番の関係だと思えますけれども、面積が上が810で下が1,599で大体倍ぐらいですね。これはなんかプラスアルファかなんか現金かなんかである程度相殺とか、この条件でもう了承されたということですかね。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 お答えします。今、境委員の方からありましたところは、お互い▲▲さんも■■さんも広さが倍近くありますけれども、これで納得されるということで聞いております。

というのも▲▲さんが寒野にお住まいですけれども、土地が仁田子、■■さんが仁田子にお住まいですけれども、土地が9番ですね寒野にあると、▲▲さんの娘さんが農地が近くだったらいいのにねと発言されたことをきっかけに近くの田んぼと交換して、近くに住んでいるとこの田を持っている方を探していたところ、ちょうど■■さんが交換を申し出ていただいて、今回の申請になったと聞いております。以上となります。

会 長 境委員よろしいですか。その他に何かご意見ございませんか。

他にはないようでございます。それでは採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号8番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号9番について、審議したいと思います。

それでは1番委員の境委員から説明をお願いします。

1 番 1番委員の境です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。9ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちらに日和瀬橋がございまして、日和瀬橋から南東へ約460メートルにあります。以上です。

会 長 続きます。1番委員の境委員から農地の所有権移転（無償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

1 番 1番委員の境です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の交換について相談され、了承を得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。2番委員の長野委員から説明をお願いします。

2 番 2番委員の長野です。

先月の2月26日に会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字西寒野にある農地1筆です。

申請地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、2番委員の長野委員から現地調査の報告。また、1番委員の境委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

何かご意見ございませんか。

意見ないようでございます。それでは採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号9番については、原案どおり許可することに決定いたします。

それでは、続きます。議案第35号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

- 事務局長 それでは、10ページをお願いいたします。
 議案第39号、農地法第5条許可申請書審議について。
 農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。
- 令和7年3月6日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。
- 会 長 ありがとうございます。
 それでは、11ページをお願いします。
 議案第39号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番を審議したいと思います。
 それでは、4番委員の松本委員から説明をお願いします。
- 4 番 4番委員の松本です。
 それでは、番号1番について説明いたします。
 (申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)
 以上です。
- 会 長 続きまして、事務局から申請土地の位置の説明をお願いします。
- 事務局 ご説明申し上げたいと思います。お手元の資料12ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明したいと思います。この案件につきましては昨年11月の定例会の時に農振協議会から農振除外に関する諮問ということで諮問がきていたことを覚えていらっしゃるかと思います。改めて説明申し上げますと、真ん中から上の方に県道の今吉野甲佐線、乙女小学校方面ですね。それと右下が麻生原の集落、左下世持の集落、その左がゴルフ場、今度、賃借人の会社の敷地がこちら、県道挟んで向かい側、赤く囲んでおります2筆、これが今回農振除外手続きが完了したということで、改めて転用申請が出ているところでございます。場所の説明については以上でございます。
- 会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判断について、4番委員の松本委員から説明をお願いします。
- 4 番 4番委員の松本です。それでは、説明します。今回の申請は、申請人が農地を有償で借り受、新たに「事務所」を建設するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。
- ①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、既存施設に県道を挟んで隣接しており、公共投資の対象になっていない農地で、広がりも10ha以下であるため、第二種農地に該当すると思います。

②については、第二種農地の転用は「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成する事ができると認められる場合には、原則として、許可することができない」とされていますが、既存施設に隣接しており他に適地は無いため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、「資金計画書」、「残高証明書」も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、「押し均す程度で、土砂の流出が無いよう周囲にコンクリートブロックと側溝を設置する」

とされているため、周囲の営農に支障を及ぼす恐れは無いと思われれます。

⑤については、問題ないと思われれます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。2番委員の長野委員から説明をお願いします。

2 番 2番委員の長野です。

先月の2月26日に会長、清住委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字世持字辰ノ平にある既存施設に隣接した農地2筆で、第二種農地に該当しますが、他に適地は無いため、転用は可能だと思います。

会 長 ただいま2番委員の長野委員から現地調査の報告。また、4番委員の松本委員から、転用申請に係る可否の判断である、「農地法第4条第6項第1号のイ及びロ」のいずれにも該当せず、他に適地は無いと思われるため「転用は可能と判断する」との説明があったところです。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。本田委員どうぞ。

10 番 事務所用地ということで、10年間と書かれていますね。10年後にはどうするのですか。その辺何か話なかったですか。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 賃貸契約の案というのが添付してあります。とりあえず10年間、その後また問題異論がなければ継続するという表現の仕方を書いてございまして、当面10年間という表記がされておりますので、10年間という表示をさせていただいたところです。以上です。

会 長 他に何かご意見。境委員どうぞ。

1 番 これは代表者が同じ名前なんですけれども、これは個人が会社に貸し付けるという形で。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 境委員がおっしゃる通りです。

1 番 ●●というのは大体どのような会社が。
会 長 事務局どうぞ。
事務局 鉄骨・加工・組立会社ですね。今前のスクリーンを見ていただくと、こちらが作業場と資材置場、この建物の陰に事務所があるんですけども、こちらが御存知かと思えますけれども、車検センターです。その横、こちらの方がだいぶいっぱいになって。で、こちらに移す。で主に建物の鉄骨関係をされている。

会 長 境委員よろしいですか。他に何かご意見ありませんか。
推進委員 これ、すみません、下は事務所ですか。
事務局 事務所と非常用備蓄倉庫も兼ねると書いてはございますけれども、主には事務所です。ということです。後、これだけ広いんで、資材もこちらに置かれると思います。後、大型の運搬車もこちらを利用するのではと思っております。以上です。

会 長 よろしいですかね。
他に何かご意見はございませんか。
他にはないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員、賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としましては、「許可相当」の意見を付けて県へ送付してまいります。
続きまして、番号2番を審議したいと思います。
それでは、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

4 番 4番委員の松本です。
それでは、番号2番について説明いたします。
(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)
以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請土地の位置の説明をお願いします。
事務局 それでは、説明します。13ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明申し上げたいと思います。前のスクリーンで番号1番の申請地がこちらでございます。こちらがその近く、先ほど申しました世持集落、麻生原集落、ゴルフ場。でここ赤く示しておりますところが今回の転用申請と、申請人の今現在のお住まいがこちら、この案件につきましても、昨年11月の農振除外の諮問ということであがってきて問題ないという回答をさせていただいたところです。皆さん方ご記憶にあると思えます。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判断について、4番委員の松本委員から説明を

お願いします。

4 番 4番委員の松本です。それでは、説明します。今回の申請は、申請人が農地を有償で譲り受け「個人住宅」を建設するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落に隣接している公共投資の対象になっていない農地で、広がりも10ha以下であるため、第二種農地に該当すると思います。

②については、第二種農地の転用は「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成する事ができると認められる場合には、原則として、許可することができない」とされていますが、集落に隣接しており他に適地(てきち)は無いと思われるため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、「資金計画書」、「仮審査終了通知書」も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、「押し均す程度で、土砂の流出が無いよう周囲にコンクリートブロックと側溝を設置する」とされているため、周囲の営農に支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。3番委員の清住委員から説明をお願いします。

3 番 3番委員の清住です。

先月の2月26日に会長、長野委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字世持字池田にある集落に隣接した農地1筆で、第二種農地に該当しますが、他に適地は無いと思われるため、転用は可能だと思います。

会 長 ただいま3番委員の清住委員から現地調査の報告。また、4番委員の松本委員から、転用申請に係る可否の判断である、「農地法第4条第6項第1号のイ及びロ」のいずれにも該当せず、他に適地は無いと思われるため「転用は可能と判断する」との説明があったところです。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員どうぞ。

1 番 多分2番、3番は夫婦と思われますけど、どうしてこの個人住宅の方が女性の方だったのか、申請人がですね。その辺のどこと住宅を建てた場合の用排水なんかどういう形か。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 まず第1番目、女性の名前ということですが、そこにつきましては色々な諸事情があることだろうということで、深くは申し上げることは差し控えさせて頂きたいと思います。用排水、給水につきましては、給水管が通っておりますので、そこからこちらの方に通っておりますのでそちらの方から給水、排水につきましてもこちらの方に水路が確かこちらの方は農業用排水路、浄化槽を使って浄化した排水をこちらに流す、と雨水につきましては自然浸透を基本とし、それでも浸透しきれない水、オーバーフローにつきましてはこちらの道路町道側に流すような計画がされております。以上です。

会 長 境委員よろしいですか。他になにか、本田委員どうぞ。

10 番 場所が同じ番地で2番と3番になっているんだけど、ちょっとこれどういうことかなど。分筆したら番号違うんですね。

事務局 地番が同一ということですが、今回申請に至るまでにまだ分筆登記までは至っていないと。許可後に登記を完了しなすと。測量、ちゃんとした座標での測量は完了しておりますので、許可後、所有権地目変更と分筆登記を合わせてされる予定でございます。

10 番 前回私は住宅に住んだ時に行ったけんが、僕がね。下の方が2メートルくらい崖になつとるけん。

事務局 今おっしゃった通りこういった高低で。

10 番 反対側が、ここは畑だったけど、その下が田んぼになったけど、三角形のところね。

事務局 そうです、そうです。水田側と。

会 長 よろしいですね。その他に何か。松本委員。

推進委員 足し算が合わんごたっばってん、どぎゃん計算だろうかて思って。全体が1,245平米のうち927と496の2筆に分筆するごとしてあるんですけど、足して合わんですけども。

会 長 事務所どうぞ。

事務局 ご指摘のところは私もそれは分かりましたけれども。これ地籍調査後の平成6年とか7年とかの地籍調査での登記になっております。今回、測量されたのがGPSをされた精密な測量結果。実測によると小数点以下まで合わせると微妙なずれがありまして、法務局の登記面積と若干ずれが出ているというのが実測の結果と伺っておりますので、改めて分筆登記される時は実測の面積での登記になってくるかと思えます。農地につきましては出てきませんので。

推進委員 地籍調査の方は変更せなんど。境界の間違っておらんかなて。

事務局 20年測量制度も違っておりますので、少しずつずれはあるのかなという風に私は思っておりますけれども。

- 推進委員 ちょっと狂い過ぎとる。こぎゃん狂うのはなかと思うけんね。きちんと境界がかなりの精度をしとつかね。
- 事務局 そこはちゃんと測量士さんが引照点、基準点から取り出した座標から測量されていると思いますので、その精度については今の測量では間違いないという風に思っています。
- 会 長 松永委員、よろしいですかね。
その他に何かございませんか。
他にはないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員、賛成と認めます。それでは、番号2番につきましては、当農業委員会としましては、「許可相当」の意見を付けて県へ送付してまいります。
番号3番を審議したいと思います。
それでは、4番委員の松本委員から説明をお願いします。
- 4 番 4番委員の松本です。
それでは、番号3番について説明いたします。
(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)
以上です。
- 会 長 続きまして、事務局から申請土地の位置の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、説明します。地図につきましては、14ページ、お手元の資料のとなっております。3番の申請地につきましては、1つ前の2番のすぐ横、先程丸々1筆を今度分筆して登記するとしておられましたそちらの個人住宅新設のすぐ隣の場所になります。場所の説明は以上です。
- 会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判断について、4番委員の松本委員から説明をお願いします。
- 4 番 4番委員の松本です。それでは、説明します。今回の申請は、申請人が農地を有償で借り受「資材置場」を建設するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。
①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落に隣接している公共投資の対象になっていない農地で、広がりも10ha以下であるため、第二種農地に該当すると思います。
②については、第二種農地の転用は「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供

することにより、当該申請に係る事業の目的を達成する事ができると認められる場合には、原則として、許可することができない」とされていますが、集落に隣接しており他に適地は無いため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、「資金計画書」、「通帳の写し」も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、「押し均す程度で、土砂の流出が無いよう道路側へ勾配を取り雨水を流す」とされているため、周囲の営農に支障を及ぼす恐れは無いと思われま

す。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。2番委員の長野委員から説明をお願いします。

2 番 2番委員の長野です。

先月の2月26日に会長、清住委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字世持字池田にある集落に隣接した農地1筆で、第二種農地に該当しますが、他に適地は無いため、転用は可能だと思います。

会 長 ただいま2番委員の長野委員から現地調査の報告。また、4番委員の松本委員から、転用申請に係る可否の判断である、「農地法第4条第6項第1号のイ及びロ」のいずれにも該当せず、他に適地は無いと思われるため「転用は可能と判断する」との説明があったところです。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

何かご意見はございませんか。

それでは無ければ採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員、賛成と認めます。それでは、番号3番につきましては、当農業委員会としましては、「許可相当」の意見を付けて県へ送付してまいります。

事務局 会長、1つ訂正を。2番の案件ですが、家庭雑排水、これの流す方向で私勘違いしております。裏側の農業用の排水路に流されると申し上げましたが、排水計画図を見ますと、すみません、この写真でお分かりになるか分かりませんが、こちら道路の反対側に道路側溝がございますので、そちらの方に道路を横断させて浄化槽の排水を流す計画となっておりますので、訂正させていただきます。上水道はこちらの道路から引き込んでご使用になるということで変わりはございません。排水先が間違っったという訂正でございます。申し訳ございません。

会 長 今、事務局から訂正があった通りです。さっきの発言のある方は挙手願いますと聞きましたので、何かご意見ございませんか。田上さん。

推進委員 水の浄化槽、生活排水、それが用水側に流す例が町の他のところもあると聞きます。こ

の辺しっかりせんと作った米・野菜、そういうのが生活の雑水ですか。そういうので見た目、実質的に非常に浄化槽なんで、どうしても汚物の処理水と認識されると、今後農家として生産物を販売すると非常にマイナス面が出るので、さっき言われたのがちょっと気になって。裏側が本当に排水路なのか、ひょっとして用水路じゃないか、非常に気になるんですね。そこに町としては宅地を買ったけれども、中々排水に困って宅地が建てられないとか見えるものですから、そこでやむなく用水側に流すという案件がちらほら聞きますので、できればそのところを農業委員会としてもしっかりとしたものを許可することに審議していただきたいと思います。以上です。

会 長 今、田上さんから貴重な意見だと思います。申請が上がった時に今後その付近は十分に審査しながら、今言われたようなことがないように対応していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。その他に何かご意見ございませんか。

それでは無ければ採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員、賛成と認めます。それでは、番号3番につきましては、当農業委員会としましては、「許可相当」の意見を付けて県へ送付してまいります。

続きまして、番号4番を審議したいと思います。番号4番の申請人(譲渡人、譲受人)は2番委員の長野委員とその親族です。「農業委員会等に関する法律」第31条及び「甲佐町農業委員会会議規則」第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、この審議が終わるまで退室をお願いします。

(長野委員退室)

それでは、10番委員の本田委員から説明をお願いします。

10 番 10番委員の本田です。

それでは、番号4番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは、説明します。15ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明したいと思います。左側、上から下に九州自動車は南に走っております。こちらの区画線が入っていない所、このところが熊本市城南町、県道の小川嘉島線、真ん中上が緑川パーキング、府領の集落、今回の申請地が赤く示したこちらでございます。場所については以上でございます。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判断について、10番委員の本田委員から説明をお願いします。

10 番 10番委員の本田です。それでは、説明します。今回の申請は、申請人が農地を無償で譲り受け「個人住宅」を建設するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落に隣接している公共投資の対象になっていない農地ですが、広がり10ha以上であるため、第一種農地に該当すると思います。

②については、第一種農地の転用は「原則として、許可することができない。」とされていますが、集落に隣接しており他に適地は無いため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、「資金計画書」、「事前審査終了書」も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、「造成時には土砂の流出が無いよう細心の注意をし、被害の防止を図る」とされているため、周囲の営農に支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。3番委員の清住委員から説明をお願いします。

3 番 3番委員の清住です。

先月の2月26日に会長、長野委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字府領字中原にある農地1筆で、第一種農地に該当しますが、集落に隣接しており他に適地は無いと思われるため、転用は可能だと思います。

会 長 ただいま3番委員の清住委員から現地調査の報告。また、10番委員の本田委員から、転用申請に係る可否の判断である、「農地法第4条第6項第1号のロ」に該当するものの、集落に隣接しており他に適地は無いと思われるため「転用は可能と判断する」との説明があったところです。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員どうぞ。

1 番 宅地転用に関してちょっと確認したいんですけども。500平米以下だったらよかったですかね。

会 長 事務局。

事務局 非農家、農家でないご家庭であれば500平米未満という風になっております。

1 番 この場合、上の案件とも一緒なんですけれども、宅地は大体150ぐらいですかね。残り駐車場なんか宅地としての転用ということですかね。

事務局 そうです。駐車場だったり物置だったり。

1 番 が全て宅地の転用ですね。
会 長 よろしいですかね。
その他にご意見はございませんか。
他にはないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員、賛成と認めます。それでは、番号4番につきましては、当農業委員会としましては、「許可相当」の意見を付けて県へ送付してまいります。長野委員の入室を認めます。

(長野委員入室)

会 長 議題がまだありますので、10分ほど休憩を取りたいと思います。5分から再開いたします。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時5分

会 長 それでは再開をいたします。事務局から連絡があります。

会 長 それでは、議案第40号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について」を議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、16ページをお願いいたします。

議案第40号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について」別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和7年3月6日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

17ページをお願いいたします。

甲農第1883号、令和7年2月21日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様、甲佐町長、甲斐高士。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項の規定により諮問します。

次の18ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和6年度第12回です。まずは、農用地利用集積計画の総括表で説明いたします。賃借権の再設定については、6年の田が8筆の6,509㎡、賃借権の新規については、10年の田が8筆の6,251㎡と

なります。使用貸借権の再設定については、6年の畑が2筆の1,792㎡となります。使用貸借権の新規についてはございません。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が16筆の12,760㎡、畑が2筆の1,792㎡となります。

その他、所有権移転については、田が11筆の8,107㎡でございます。

委員の皆様にご審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は、事務局から説明いたします。

会 長 それでは、19ページをお願いします。

議案第40号、農業経営基盤強化促進法の規程による農地利用集積計画について審議します。

番号1番・番号2番は相手方が同一のため一緒に審議したいと思いますが、この案件の相手方(譲受人)は、13番委員の緒方委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、1番・2番の審議が終わるまで退席をお願いします。

(緒方委員、退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

ここに御船から甲佐にトンネルを渡って御船から国道443号線がありまして、こちらに九州ネットワークケーブル株式会社があります。この九州ネットワークケーブル株式会社から南へ約520メートル、こちらにつきましては、同じ九州ネットワークケーブル株式会社から南へ約680メートルの位置にあります。場所の説明以上となります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号1番・2番の相手方は、認定農業者で、主に米・麦・大豆の作付けをされています。今回の申請地にも米・麦・大豆の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われれます。以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

何かご意見ございませんか。

質問もないようでございます。

それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番・2番については、原案のとおり承認いたします。
緒方委員の入室を認めます。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

それでは、番号3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。23ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。申請番号1、2と同じようにこちらに九州ネットワークケーブルがありまして、こちら向鶴の1174が約370メートル南の方にですね。向鶴1184が約340メートル。と蓮町こちらにあります。こちら蓮町1763が九州ネットワークケーブルから約60メートルの位置にあります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号3番の相手方は、認定農業者で、主に米の作付けをされています。今回の申請地にも、米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われれます。以上です。

会長

ただいま、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

なにかご意見ございませんか。

なければ採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4番について審議したいと思います。この案件の相手方(譲受人)は、農地利用最適化推進委員の上村委員が代表を務める法人です。参与の制限に該当するため、審議が終わるまで退席をお願いします。

(上村委員、退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。P24ページに地図の添付をしておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちらに県道嘉島甲佐線が走っております。木村のあられがこちらにあります。木村のあられから東に約210メートルのところ1627番、140メートルのところ1802番3の申請があります。以上となります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号4番の相手方は、認定農業者で、

主に米・麦・大豆の作付けをされています。今回の申請地にも、米・麦・大豆の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長 　　ただいま、事務局から説明があったところです。

　　これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員どうぞ。

1 番 　　参考までに聞きたいんですけど、こういう対価ですね。会長も法人を色々されているんですけど、こういう場合は対価はどのような感じで配られる。今日配りますよという感じで配られるのか1件1件持っていかれるのか。

10 番 　　JAに全部出荷するんですね。出荷した時に結局この人にJAからどれだけ配達してくださいと全部申請するんですね。12月の半ばぐらいに全部JAから耕作者に配達に行きます。

1 番 　　JAが全部対価を。

10 番 　　対価を申請するんです。出荷時に。

1 番 　　全員にすると大変だなと。

10 番 　　それはJAに任せます。

会 長 　　私これだけいますよ、この人にはこれだけやって下さいと。

10 番 　　そのやり方も2種類あってそのまま出荷するのか、いる分を1年間申請するから、要は精米して取りに行くか、両方できます。ただ精米代は個人負担です。

会 長 　　そのほかに何かございませんか。

　　それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

　　全員賛成と認めます。番号4番については、原案のとおり承認いたします。

　　上村推進委員の入室を認めます。

　　続きまして、番号5番について審議したいと思います。

　　この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

　　それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

　　続きまして、申請地の位置の説明をいたします。20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。こちらの方に甲佐大橋がありまして、こちらが糸田のコンビニになります。その裏側になります。位置としましては甲佐大橋から南東へ約510メートルの位置となります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号5番の相手方は、認定農業者で、主に米・飼料用米の作付けをされています。今回の申請地にも米・飼料用米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長

ただいま、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

なにかご意見ございませんか。

採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号5番については、原案のとおり承認いたします。

それでは、21ページをお願いします。

続きまして、番号6番について審議したいと思います。この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。26ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちらから嘉島から甲佐に行く県道嘉島甲佐線が走っております。こちらが芝原の地区になります。こちらに熊本ダイハツがありまして、位置としましては熊本ダイハツ、45-3につきましては、熊本ダイハツから5メートルの位置、こちらの35-4につきましては、熊本ダイハツから南側へ約160メートルの位置にあります。以上となります。

会 長

ただいま、事務局から番号6番について説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

何かご意見ございませんか。

意見もないようでございます。

それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号6番については、原案のとおり承認いたします。

番号7番について審議したいと思います。この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。P27ページに地図の添付をしておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちらの方に甲佐神社がありまして、上揚山下の方がこちらになります。こちらの方が甲佐神社から西へ約300メートル、宮上地区の方が甲佐神社から東へこのように点在しております。以上となります。

会 長 ただいま、事務局から番号7番についての説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員どうぞ。

1 番 今工事されているみたいなんですけれども、大体现状の筆数から今後はどれくらい筆数が減るんですか。

会 長 事務局分かりますか。

事務局 そちらの方はこちらでは分かりませんが、後ほど調べてお答えします。だいぶ見た感じ結構集約されていますので。

5 番 工事が入ったところでは5枚です。5枚と狭小地で1枚。

会 長 要は散らすわけでしょ。

5 番 水路の関係上、全部段々に。レベルを一緒にすると水の入り入りができんごつなるけん。

上手側に入り水口が入って、川下側に同じ方向に、が入るようになってるけん計画上は。だけんどうしても同じにはできん。

1 番 細かくても1反。

5 番 1反はないんじゃないですか。2反からですね、ほとんど。3反、1枚になっているんですけど、1反持っている人はそんなないんじゃないか、やっぱり2反以上とか。やっぱり寄り集まってできるから。

1 番 だいぶん集約できますね。

会 長 境委員よろしいですか。その他何かご意見ございませんか。

なければ採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号7番については、原案のとおり承認いたします。

それでは、議案第41号「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定による聴取について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、28ページをお願いいたします。

議案第41号「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条

第3項の規定による聴取について」別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。

令和7年3月6日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

29ページをお願いいたします。

甲農第1910号、令和7年2月21日提出、甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長甲斐高士。「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定による聴取について」（諮問）」。

農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聴くこととなっておりますので諮問いたします。今回の計画につきましては、令和7年5月1日貸付開始分の申請です。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画につきましては、田が20筆の18,014㎡、畑が4筆の4,291㎡となります。

委員の皆様には審議していただくのは、新規の案件となります。

詳細は、事務局から説明します。

会長 それでは、P30ページをお願いします。議案第41号「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定による聴取について」審議します。番号1番・2番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。P31ページに地図の添付をしておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちらが田口橋から通ったところです。こちらに宇城鉄筋がありまして、この宇城鉄筋から北西へ約970メートルの位置にこのように4筆あります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号1番・2番の相手方は、御船町の認定農業者で、主に野菜・馬鈴薯の作付けをされています。今回の申請地にも、野菜・馬鈴薯の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

会長 ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。本田委員どうぞ。

10番 ここに書いてある耕作面積は甲佐の方だけの分ですよ。

会長 事務局どうぞ。

事務局 こちらの方は甲佐の分のみになります。

会長 その他に何かご意見ございませんか。

他には無いようでございます。

それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番・2番については、原案のとおり決定いたします。続きまして、番号3番について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。P32ページに地図の添付をしておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちらに甲佐大橋がございます、甲佐大橋から北東へこのように点在しております。位置の説明は以上です。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号3番の相手方は、認定農業者で、主に米・麦・大豆の作付けをされています。今回の申請地にも、米・麦・大豆の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

会 長

ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問も無いようでございます。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

会 長

全員賛成と認めます。番号3番については、原案のとおり承認いたします。

(緒方委員入室)

続きまして、番号4番・5番は相手方が同一のため一緒に審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。番号4番については33ページに、番号5番については34ページ、35ページに地図の添付をしておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちらの491につきましては、こちらに田口橋があります。こちらにJAがありまして、その横に497-1が1筆あります。続きましてこちらにJAがあります。こちらが辺場の477, 479, 498, 499, 500番地がこのようにJA上益城の横にこのように点在しております。次に元白旗第一、第二にあります申請地につきましては、田口橋の北側にこのように

点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号4番・5番の相手方は、認定農業者で、主に米・麦・大豆の作付けをされています。今回の申請地にも、米・麦・大豆の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

会長 ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。本田委員どうぞ。

10番 ここの辺場ですよ。ここは道が無いところだと思うんだけど、入り道あったかな。でかい機械が入る場所ではないような感じがする。

事務局 現場の方に行きましたら入り道がございます。

10番 この上の方は誰かが何年か前にまとめて借られたでしょう。辞められた。

5番 辞められた。

会長 道がせまか、軽トラぐらいです。この上に軽トラ止まってしよったよ。

10番 機械は入るとね。心配しよったのは農作業機械は入る道があるか。

会長 ある。

10番 機械が行く時に通り過ぎるまでまっとかんと通れんような大きさだけんね。

それば心配しよったと。

会長 うちの法人でもそんなこともある。大きい機械が通る。

その他にご意見ございませんか。他には無いようでございます。

それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号4番・5番については、原案のとおり決定いたします。

それでは本日予定をいたしておりました議題は全て終了いたしましたので、事務局の方へバトンタッチいたします。

事務局長 第12回定例農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議長

8番

9 番